

宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 県は、患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことに伴い、診療を休止・縮小した医療機関の経営支援をするため、別表1から別表5の1に掲げる者(以下「補助事業者等」という。)に対し、予算の範囲内で宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則(昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助額)

第2条 この要綱の規定に基づく補助金は、補助事業者等に対して交付するものとし、その補助対象期間及び補助額は同表の2及び3に定めるところによる。

(補助の申請等)

第3条 規則第3条第1項の申請書は、宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金交付申請書兼実績報告書(第1号様式)(以下「申請書」という。)によるものとし、補助対象期間の末日から補助対象期間の末日の属する月の翌月末日、又は知事が別に定める日のいずれか早い日までの間に提出するものとする。ただし、令和4年3月分から令和4年5月分については、一律、令和4年7月29日まで、令和5年2月分は令和5年3月6日までに提出するものとする。

2 規則第3条第2項各号に規定する書類は添付を要しないものとする。

3 規則第12条に規定する実績報告書は、第1項の申請書と兼用する。

4 次の各号のいずれかに該当する事業者は、申請をすることができない。

(1) 暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67号)に規定する暴力団又は暴力団員等

(2) 県税に未納がある者

(補助金の交付決定等)

第4条 知事は、第3条に規定する申請書を受理した場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付の決定と併せて補助金の額を確定し、速やかに当該補助事業者等に通知するものとする。

(補助金の交付の請求)

第5条 補助事業者等は、前条による額の確定後、速やかに宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金交付請求書(第2号様式)を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第6条 知事は、規則第16条に定める場合のほか、補助事業者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は変更することができ

る。この場合において、既に補助金が交付されているときは、知事はその全部又は一部の返還を求めることができる。

- (1) この要綱又は規則第5条の条件に違反したとき
- (2) この要綱により、知事に提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他補助事業の実施について、不正な行為があったとき

(帳簿等の整備保管)

第7条 補助金の交付を受けた補助事業者等は、補助金の収支状況を記載した会計帳簿その他の書類を整備し、補助事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しておかなければならない。

(書類の提出部数等)

第8条 この要綱により知事に提出する書類は、各一部とする。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年1月8日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年2月5日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年2月25日から施行し、令和3年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年6月23日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。

別表1 外来診療経営支援事業（令和4年3月分）

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関</p> <p>(3) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から入院協力医療機関として依頼を受けた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> <p>(4) 当該年度内に（2）又は（3）の医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院に関する基準（厚生労働省健康局結核感染症課長通知で規定された退院に関する基準。以下「退院基準」という。）を満たした患者の転院を受け入れた実績のある後方医療機関（ただし、診療・検査医療機関の指定を受け、又は指定を受けるために調整中のものに限る。）</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、医療機関が1に掲げる補助事業者等として指定等され、又は患者の転院を受け入れた後、患者や医療従事者が新型コロナウイルスの感染患者又は濃厚接触者となったことにより、外来診療を休止又は縮小した日（以下「外来診療休止日」という。）から感染が終息し外来診療を再開した日の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は令和3年4月1日から合算して最長30日までとする。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における外来患者延数を、外来診療休止日の前年同月同日直近の同じ曜日の日から補助対象期間と同日数分の期間の外来患者延数から差し引くことにより算出した外来患者延数の減少人数に、一人当たり13,500円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。</p>

別表2 入院診療経営支援事業（令和4年3月分）

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関</p> <p>(3) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から入院協力医療機関として依頼を受けた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> <p>(4) 当該年度内に（2）又は（3）の医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院に関する基準（厚生労働省健康局結核感染症課長通知で規定された退院に関する基準。以下「退院基準」という。）を満たした患者の転院を受け入れた実績のある後方医療機関</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、医療機関が1に掲げる補助事業者等として指定等され、又は患者の転院を受け入れた後、入院患者（退院基準を満たした患者を除く。）が新型コロナウイルスの感染患者となったことにより、外来診療を休止又は縮小するとともに、感染拡大防止のために新規入院を制限又は患者を転院させる等入院診療を縮小した日（以下「入院診療縮小日」という。）から感染が終息し従来の入院診療体制に戻った日の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は令和3年4月1日から合算して最長30日までとするとともに、入院診療を縮小している旨院外等に周知している期間に限るものとする。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における入院患者延数を、入院診療縮小日の前日から起算して過去30日間の1日当たり平均入院患者数に補助対象期間と同日数を乗じた入院患者数から差し引くことにより算出した入院患者延数の減少人数に、一人当たり37,000円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。ただし、病院は10,000,000円、診療所は5,000,000円を上限とする。</p>

別表3 外来診療経営支援事業（令和4年4月から12月分）

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、次のとおりとする。（ただし、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として指定された医療機関は除く。）</p> <p>(1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関</p> <p>(3) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から入院協力医療機関として依頼を受けた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> <p>(4) 当該年度内に（2）又は（3）の医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院に関する基準（厚生労働省健康局結核感染症課長通知で規定された退院に関する基準。以下「退院基準」という。）を満たした患者の転院を受け入れた実績のある後方医療機関（ただし、診療・検査医療機関の指定を受け、又は指定を受けるために調整中のものに限る。）</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、外来診療休止日から感染が終息し外来診療を再開した日の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は令和4年12月31日までとし、かつ最長15日までとする。また、宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金（新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（重点医療機関における病床確保））の交付を受けた期間は除く。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における外来患者延数を、外来診療休止日の前年同月同日直近の同じ曜日の日から補助対象期間と同日数分の期間の外来患者延数から差し引くことにより算出した外来患者延数の減少人数に、一人当たり13,500円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。</p>

別表4 入院診療経営支援事業（令和4年4月以降分）

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、次のとおりとする。（ただし、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として指定された医療機関は除く。）</p> <p>(1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関</p> <p>(3) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から入院協力医療機関として依頼を受けた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> <p>(4) 当該年度内に（2）又は（3）の医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院に関する基準（厚生労働省健康局結核感染症課長通知で規定された退院に関する基準。以下「退院基準」という。）を満たした患者の転院を受け入れた実績のある後方医療機関</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、入院診療縮小日から感染が終息し従来の入院診療体制に戻った日の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は令和5年2月28日までとし、かつ最長15日までとするとともに、入院診療を縮小している旨院外等に周知している期間に限るものとする。また、宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金（新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（重点医療機関における病床確保））の交付を受けた期間は除く。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における入院患者延数を、入院診療縮小日の前日から起算して過去30日間の1日当たり平均入院患者数に補助対象期間と同日数を乗じた入院患者数から差し引くことにより算出した入院患者延数の減少人数に、一人当たり16,000円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。ただし、病院は5,000,000円、診療所は2,500,000円を上限とする。</p>

別表5 外来診療経営支援事業（令和5年1月以降分）

<p>1 補助事業者等</p>	<p>補助事業者等は、次のとおりとする。（ただし、「新型コロナウイルス感染症重点医療機関及び新型コロナウイルス感染症疑い患者受入協力医療機関について」（令和2年6月16日付け厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から、新型コロナウイルス感染症重点医療機関として指定された医療機関は除く。）</p> <p>(1) 「次のインフルエンザ流行に備えた体制整備について」（令和2年9月4日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）に基づき、県から、診療・検査医療機関として指定された医療機関</p> <p>(2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第12項に定める感染症指定医療機関</p> <p>(3) 「新型コロナウイルス感染症患者等の入院病床の確保について（依頼）」（令和2年2月9日付厚生労働省健康局結核感染症課事務連絡）等に基づき、県から入院協力医療機関として依頼を受けた新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関</p> <p>(4) 当該年度内に（2）又は（3）の医療機関から新型コロナウイルス感染症の退院に関する基準（厚生労働省健康局結核感染症課長通知で規定された退院に関する基準。以下「退院基準」という。）を満たした患者の転院を受け入れた実績のある後方医療機関（ただし、診療・検査医療機関の指定を受け、又は指定を受けるために調整中のものに限る。）</p>
<p>2 補助対象期間</p>	<p>補助金の補助対象期間は、外来診療休止日から感染が終息し外来診療を再開した日の前日までの期間とする。</p> <p>ただし、補助対象期間は令和5年2月28日までとし、かつ令和4年4月1日から合算して最長15日までとする。また、宮城県新型コロナウイルス感染症対策事業医療提供体制整備費補助金（新型コロナウイルス感染症重点医療機関体制整備事業（重点医療機関における病床確保））の交付を受けた期間は除く。</p>
<p>3 補助額の算出</p>	<p>補助額は、次により算出した額とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 補助事業者等の補助対象期間における外来患者延数を、外来診療休止日の前年同月同日直近の同じ曜日の日から補助対象期間と同日数分の期間の外来患者延数から差し引くことにより算出した外来患者延数の減少人数に、一人当たり13,500円を乗じて算出した額を補助基本額とする。</p> <p>(2) 補助基本額に補助率3分の2を乗じて算出した額を補助額とする。ただし、病院は5,000,000円、診療所は3,000,000円を上限とする。</p>

第1号様式

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金
交付申請書兼実績報告書

下記のとおり宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援事業を実施したので、宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金交付要綱第3条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助事業名 宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援事業

- 2 交付申請額 金 円

- 3 患者延数の状況（別紙のとおり）

- 4 指定の状況
 - (1) 診療・検査医療機関指定日 年 月 日
 - (2) 感染症指定医療機関指定日 年 月 日
 - (3) 入院協力医療機関依頼日 年 月 日
 - (4) 後方協力医療機関としての直近患者受入日 年 月 日

- 5 添付書類
 - (1) 補助対象期間の確認ができる書類
 - (2) 補助対象期間及び比較対象期間の患者延数の確認ができる書類
 - (3) 後方医療機関にあっては、患者を受け入れた事がわかる書類
 - (4) その他参考となる書類

別紙1 患者延数の状況（令和4年3月分）

補助額の合計（交付申請額）	1 + 2 =	円
---------------	---------	---

1 外来診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 外来患者延数(A)	補助対象期間の前年 の外来患者延数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和4年3月 日から 令和4年3月 日まで (日間)	名	名	名
補助額 (C) × 13,500 円 × 2/3 ※千円未満切り捨て			円

2 入院診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 入院患者延数(A)	補助対象期間の前日 から起算して30日 間の入院患者平均数 × 補助対象期間と同 日数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和4年3月 日から 令和4年3月 日まで (日間)	名	平均 名 計 名	名
補助額 (C) × 37,000 円 × 2/3 ※千円未満切り捨て ※病院は1,000万円 診療所は500万円 が上限となる。			円

別紙2 患者延数の状況（令和4年4月から令和4年12月分）

補助額の合計（交付申請額）	1 + 2 =	円
---------------	---------	---

1 外来診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 外来患者延数(A)	補助対象期間の前年 の外来患者延数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)	名	名	名
補助額 (C) × 13,500 円 × 2/3 ※千円未満切り捨て			円

2 入院診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 入院患者延数(A)	補助対象期間の前日 から起算して30日 間の入院患者平均数 × 補助対象期間と同 日数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)	名	平均 名 計 名	名
補助額 (C) × 16,000 円 × 2/3 ※千円未満切り捨て ※病院は500万円 診療所は250万円 が上限となる。			円

別紙3 患者延数の状況（令和5年1月及び令和5年2月分）

補助額の合計（交付申請額）	1 + 2 =	円
---------------	---------	---

1 外来診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 外来患者延数(A)	補助対象期間の前年 の外来患者延数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)	名	名	名
補助額 (C)×13,500円×2/3 ※千円未満切り捨て ※病院は500万円 診療所は300万円 が上限となる。			円

2 入院診療経営支援事業

補助対象期間	補助対象期間の 入院患者延数(A)	補助対象期間の前日 から起算して30日 間の入院患者平均数 ×補助対象期間と同 日数(B)	比較増減(C) (B) - (A)
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで (日間)	名	平均 名 計 名	名
補助額 (C)×16,000円×2/3 ※千円未満切り捨て ※病院は500万円 診療所は250万円 が上限となる。			円

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

住所又は所在地
補助事業者等 名 称
氏名又は代表者の氏名

宮城県診療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金交付請求書
年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定のあった宮城県診
療・検査医療機関等感染者等発生時経営支援補助金について、下記により交付してくだ
さるよう請求します。

記

1 請求額

交付決定額及び確定額	円
今回請求額	円

2 振込先

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座名義	
口座名義ヨミガナ	
口座番号	